

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2024年 9月17日(火)

## 今週のことば

### マイナ免許証

警察庁はマイナカードと運転免許証を一体化した「マイナ免許証」を来年3月24日から導入方針。マイナカードのICチップに免許情報を記録する。切替は任意。

## ◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

9/16(月) 先負 敬老の日
17(火) 仏滅 十五夜(中秋の名月)、2024年の基準地価
18(水) 大安
19(木) 赤口 彼岸入り
20(金) 先勝 動物愛護週間
21(土) 友引 秋の全国交通安全運動
22(日) 先負 秋分の日

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
9/9(月)	36,216 ▼175	143.15 ▼0.64
10(火)	36,159 ▼57	143.60 ▼0.45
11(水)	35,620 ▼539	141.37 △2.23
12(木)	36,833 △1213	142.74 ▼1.37
13(金)	36,582 ▼251	140.89 △1.85

## 知っておきたい遺言書の基礎

遺言は自身が亡くなった後に財産をどのように受け継いでほしいかを意思表示するもので、基本的に遺言書の内容に基づいた財産の分配が行われます。

### ◆ 遺言書の種類とメリット・デメリット

遺言書には主に次の3種類があり、それぞれメリット・デメリットがあります。

◎**自筆証書遺言**……本人が遺言の全文を手書きで作成する遺言書です(財産目録はパソコン等で作成可能)。費用がかからず手軽に作成できますが、不備により無効となる場合や自宅で保管していれば偽造や改ざんなどのおそれもあります。また、遺言者が亡くなった後、遺言書を開封する際は家庭裁判所に提出して検認を受ける必要があります。

なお、令和2年7月から自筆証書遺言書を法務局に預けることができる「自筆証書遺言書保管制度」が利用できます。この場合、検認手続は不要です。

◎**公正証書遺言**……公証役場等で遺言の内容を公証人に述べて、公証人がその内容を記載して作成する遺言書です。その際に2人以上の証人の立ち会いが必要となり費用もかかりますが、遺言書が無効になるリスクは低く、公証役場で保管されるため改ざん等のおそれはありません。また、家庭裁判所での検認も不要です。

◎**秘密証書遺言**……公証役場で2人以上の証人の立会いの下、遺言の内容を秘密にしたまま遺言書の存在のみを公証人に証明してもらう遺言書です。作成した遺言書(自書以外も可能)の内容を第三者に知られませんが、不備があれば無効になるおそれがあり、本人が保管する必要があります。また、開封する際は家庭裁判所での検認手続が必要です。

■この記事の詳細は、情報BOX201535

## 税務上、貸倒損失として認められる場合

取引先の経営不振や倒産などにより売掛金などの債権が回収不能となった場合、税務上、貸倒損失として損金に算入できますが、貸倒損失として計上するには客観的な事実が必要となります。

貸倒損失として認められるのは、①法的手続きや債権者集会の協議などで金銭債権が切り捨てられた場合(法律上の貸倒れ)、②債務者の資産状況、支払能力等から金銭債権の全額が回収できないことが明らかになった場合(事実上の貸倒れ)、③継続的な取引を行っていた債務者との取引停止から1年以上経過した場合など(形式上の貸倒れ)、に該当することが必要です。なお、③は売掛債権に限り認められ、貸付金等は含まれません。

## 会社が交通反則金を負担した場合は

今月21日~30日まで「秋の全国交通安全運動」が実施されます。近年は、運転中にスマートフォンなどを使用する「ながらスマホ」による事故が増加していますので、改めて安全運転を徹底しましょう。

なお、従業員等が業務中に駐車違反等の交通違反を起こして科せられた反則金を会社が負担した場合、罰金等に該当するものなので損金にはなりません。ただし、レッカー移動された場合のレッカー代や保管料などは、損金に算入できます。

### 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 知っておきたい遺言書の基礎知識

### ◆概要

遺言は、ご自身が亡くなった場合に財産を誰にどのように分配するか等について、自己の意思を明らかにするものです。

相続発生時に被相続人が生前に作成した遺言書が存在する場合は、基本的にはその遺言書に基づいて財産が分配が行われますが、遺言書がない場合は相続人全員の話し合いによって遺産の分け方を決めることとなります。

そのため、「法定相続人以外（内縁関係の者や、血縁関係にない者など）にも財産を分けたい」、「特定の財産を特定の相続人に相続させたい」などといった意思がある場合は遺言書を作成しておく必要があります。

遺言書には、①遺言者自らが手書きで作成する「自筆証書遺言」、②公証人が遺言者から聞いた遺言の内容を記載し、公正証書として作成する「公正証書遺言」、③遺言の内容を明かさず、遺言書の存在だけを公証人に証明してもらう「秘密証書遺言」があります。

### ◆自筆証書遺言について

#### ◎自筆証書遺言

自筆証書遺言は、遺言者が遺言の全文、日付、氏名を自分で手書きして、押印をする遺言書です。遺言書の本文はパソコンや代筆で作成できませんが、財産目録については、パソコンで作成した目録や預金通帳や登記事項証明書等のコピーなどを添付する方法でも作成可能です。その場合は各ページに自書による署名と押印が必要です（両面コピーなどの場合は両面に署名・押印が必要）。

作成に費用がかからず、いつでも手軽に書き直せるといったメリットがありますが、一定の要件を満たす必要があり不備があると無効になってしまう場合があります。また、自宅で保管している間に、遺言書が改ざん・偽造、紛失などのおそれもあります。

なお、遺言者の死亡後、遺言書の保管者や遺言書を発見した相続人は、開封前に家庭裁判所に遺言書を提出し、検認※を受ける必要があります。

※検認とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日時点における遺言書の内容を明確にして、遺言書の偽造・改ざんを防止するための手続です。

#### ◎自筆証書遺言書保管制度

自筆証書遺言における問題を解消するため、自筆証書遺言書を法務局で保管する「自筆証書遺言書保管制度」が、令和2年7月10日から開始されています。

本制度を利用した場合、自筆証書遺言書が法務局で保管されるため、紛失や偽造などのおそれなく、遺言者が亡くなった際に遺言書が法務局に保管されていることを相続人等へ通知することも可能です。また、法務局職員が外形的な確認（全文、日付、氏名の自書、押印の有無等）を行います。

なお、家庭裁判所での検認手続も不要となります。

### ◆公正証書遺言について

公正証書遺言は、公証役場等で2人以上の証人※の立会いの下、遺言者が遺言の内容を公証人に述べて、公証人がその内容を記載して作成する遺言書です。

証人が2人以上必要となり費用がかかりますが、公証人という法律の専門家が遺言書作成を手がけてくれるので無効になる可能性が低く、遺言書の原本は公証役場で保管されるため、偽造や改ざん等のおそれがありません。

なお、家庭裁判所での検認手続は不要です。

※未成年者や推定相続人（当該相続において相続人となると想定される被相続人の配偶者・子・父母などの利害関係にある人）などは証人になることはできません。

### ◆秘密証書遺言について

秘密証書遺言は、公証役場に作成した遺言書を持参し、公証人と2人以上の証人に遺言の内容を明かさずに遺言書の存在のみを証明してもらう遺言書です。

遺言書はパソコン等を用いて作成したもので認められ、内容を誰にも知られずに遺言書が遺言者本人のものであることを証明できますが、公証人が遺言書の内容を確認できないため不備などで無効となる可能性があり、遺言者自身で保管する必要があるため紛失などのリスクがあります。

なお、相続人等が開封する際は家庭裁判所での検認手続が必要となります。